

## 6 基準・規格・認証・輸入関係

### (1) 基準・規格・認証

#### ) 電気、ガス、消費生活用製品等

規制緩和推進3か年計画(再改定)(平成12年3月31日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
繊維製品の品質表示 (経済産業省)	ISO(国際標準化機構)の審議結果を踏まえ、JIS規格のISO規格への整合化を図る。			12年度	(経済産業省) 繊維製品を日本国内で販売するためには、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要となる。 表示事項のうち、家庭洗濯等取扱い方法は、JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)の規定に基づく表示を行うこととしている。 JIS L0217を該当するISO規格に整合化するにあたっては、該当ISO規格が見直し中であること、使用する洗濯機や水質の違い等によって、家庭洗濯取扱い方法の規定に相違があることから、引き続き慎重に検討していく必要がある。	
衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISのISOとの整合化 (経済産業省)	衣料品品質表示(ケアラベル)に係るJISについては、ISOの規程が改正され次第、ISOに整合化する。			12年度 (検討)	(経済産業省) 繊維製品を日本国内で販売するためには、家庭用品品質表示法に基づく表示が必要となる。 表示事項のうち、家庭洗濯等取扱い方法は、JIS L0217(繊維製品の取扱いに関する表示記号及びその表示方法)の規定に基づく表示を行うこととしている。 JIS L0217を該当するISO規格に整合化するにあたっては、該当ISO規格が見直し中であること、使用する洗濯機や水質の違い等によって、家庭洗濯取扱い方法の規定に相違があることから、引き続き慎重に検討していく必要がある。	

) J I S

規制緩和推進3か年計画（再改定）（平成12年3月31日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		10年度	11年度	12年度		
電気用品に係る J I S の I E C への整合化 (経済産業省)	(a) 従来の J I S 規格と I E C 規格をベースとした J I S 規格が併存している電気用品に係る J I S 規格について、できる限り早期に I E C 規格に適合した J I S 規格に一本化する。		11年度以降逐次実施		<p>(経済産業省)</p> <p>実施可能性の高い分野において、平成12年度から実施した調査研究事業において、家電等のケーススタディを行い、平成14年3月に「電気用品規格の国際標準化への一本化に関する調査研究成果報告書」をとりまとめた。</p> <p>この報告書において、一本化の方策を策定したことにより、措置済み。</p>	
	(b) 電気用品に係る J I S 規格の I E C 規格への整合化については、我が国の電力事情等の問題から I E C 規格に整合することが難しいケースは限定的分野にとどめ、最大限推進する。			12年度以降逐次実施		